

監事監査細則

2012年6月6日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、公益法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の定款第31条に基づき、この法人の監事の監査に関する基本的な事項に関し定める。

(基本理念)

第2条 監事は、この法人の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な運営と経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与する。

(職能及び権限)

第3条 監事は独立の立場をもって次の職務を行う。

- (1) 監事は理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係わる計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会および理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (5) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又著しく不当な事項があるとみとめるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (6) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- (8) この法人と理事との利益が相反する事項については、監事が法人を代表する。

(業務・財産調査権)

第4条 監事は、理事及び関係部門に対し、必要に応じ、事業の報告を口頭又は書面を以ってなすよう求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事等の協力)

第5条 監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事又は関係部署の責任者はこれに協力するものとする。

第2章 監査の実施

(監査計画)

第6条 監事は、この法人の業務計画を勘案の上、監事間の協議に基づいて、当該年度中に行うべき会計監査及び業務監査の実施計画を作成するものとする。

- 2 監事は、会計監査及び業務監査の実施にあたり監査調書等を作成して、監査業務をなす。

(監査事項)

第7条 監事は、次の各号に掲げる事項について調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

- (1) 稟議書等重要な文書
- (2) 学術集会運営業務における重要な文書及び取引行為
- (3) 重要又は異常な取引行為、債権の保全・回収及び債務の負担行為
- (4) この法人と理事との競合取引行為又は利益相反取引行為
- (5) 財産の状況
- (6) 決算方針及び決算期の計算書類等
- (7) 社員総会に提出すべき議案及び書類
- (8) その他監事が監査上必要とする事項

(会議への出席)

- 第 8 条 監事は、社員総会、理事会及びその他重要な会議に出席し、職務にかかわる事項について意見を述べるができる。
- 2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を求め、議事録、資料等の閲覧を求めることができる。

(監査報告)

- 第 9 条 監事は、理事長に対し、会計年度における会計及び業務監査の結果につき、監査報告書をもって報告する。

(雑 則)

- 第 10 条 この細則の施行に関し必要な事項は、内規等により定める。

(細則の変更)

- 第 11 条 この細則の変更は、諸規則制定に関する規定第 4 条 (3) に従ってなす。

附 則

1. この細則は 2012 年 6 月 6 日から施行する。